

# 日田市立おおやまこども園 指定管理者募集要項

令和7年8月

日 田 市

## 目次

|                     |   |
|---------------------|---|
| 指定管理者の募集について        | 1 |
| 1 対象施設の概要           | 1 |
| 2 指定管理期間            | 2 |
| 3 応募資格等             | 2 |
| 4 施設管理者が行う業務等       | 2 |
| 5 管理の基準             | 2 |
| 6 管理に要する経費          | 3 |
| 7 今後のスケジュール         | 4 |
| 8 選考方法              | 5 |
| 9 応募にあたって用意していただく書類 | 7 |
| 10 その他留意事項          | 8 |
| 11 問い合わせ先           | 9 |

### <その他資料>

- 別添「日田市立おおやまこども園指定管理業務仕様書」
- 別添「日田市立おおやまこども園施設情報詳細」

## 指定管理者の募集について

日田市では、日田市立おおやまこども園の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年条例第4号)の規定に基づき、指定管理者(管理運営を実施する団体)を次のとおり募集します。

### 1 対象施設の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |     |     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|
| 名称                  | 日田市立おおやまこども園                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |     |     |
| 形態                  | 保育所型認定こども園                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |     |     |
| 所在地                 | 日田市大山町西大山3501番地1                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |     |     |
| 利用定員                | 1号                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2・3号 |     | 合計  |
|                     | 15人                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 40人  |     | 55人 |
| 入所児童数<br>(R7.7.1現在) | 1号                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2号   | 3号  | 合計  |
|                     | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 17人  | 17人 | 39人 |
| 施設概要                | 建物構造:木造2階建<br>敷地面積:2,626.09㎡<br>延床面積:926.82㎡(園舎)<br>:18.00㎡(倉庫)                                                                                                                                                                                                                       |      |     |     |
| その他<br>保育事業         | ・延長保育(短時間認定者)<br>・一時預かり事業<br>・病後児保育事業<br>(※ただし、利用者の状況によっては、令和8年度以降実施しないことがあります。)<br>・障害児保育事業                                                                                                                                                                                          |      |     |     |
| 設置目的<br>(沿革・役割)     | <p>旧いずみ・旧ひばり・旧つづき保育園は、旧大山町にて保育所としての認可を受け、保護者が就労等の理由により、保育を必要とする就学前児童を保護者に代わって保育することを目的に開設しました。</p> <p>平成30年4月に、日田市公共施設等総合管理計画に基づき、旧いずみ・旧ひばりこども園、旧つづき保育園の3園を統合し、保育所型認定こども園として、おおやまこども園を開園しました。</p> <p>おおやまこども園は、子どもを取り巻く環境の変化に対応した地域における子育て支援拠点として、通所する児童の心身の健全な発達を図る社会的役割を担っています。</p> |      |     |     |

※詳細は、別紙「日田市立おおやまこども園指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)をご参照ください。

## 2 指定管理期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

※ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

また、日田市の施策により指定管理期間に変更が生じた場合は、指定管理期間を短縮することがあります。

## 3 応募資格等

(1)指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる要件を満たす法人とします。

ア 申請時において日田市内で認定こども園又は保育所の運営実績のある法人(社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法第3条に規定する学校法人に限る。)であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格を制限された法人でないこと。

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人でないこと。

エ 日田市から指名停止措置を受けていない法人であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正又は再生手続きを行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う法人でないこと。

キ 市税等を滞納していない法人であること。

(2)指定の取消し

指定管理者の申請時点で応募資格の要件を満たした法人が、以後、応募資格の要件を満たさなくなった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

## 4 施設管理者が行う業務等

(1)管理業務の範囲及び具体的内容

ア 認定こども園の管理及び運営に関すること。

イ 日田市病後児保育事業に関すること。(ただし、利用者の状況によっては、令和8年度以降実施しないことがあります。)

ウ その他、別紙「仕様書」に定めるとおりです。

(2)留意事項

ア 業務内容の詳細は、別紙「仕様書」を参照してください。

イ 管理業務の全部や主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、日田市の承諾を得た上で、専門の事業者へ委託することができます。

## 5 管理の基準

(1)開園時間、休園日等

別紙「仕様書」に定めるとおりです。

## (2) 施設の管理運営

指定管理者に指定された認可法人自らが、以下の点を踏まえ、各施設の適正な施設運営、維持管理及びサービスの提供を行わなければなりません。

- ア 教育及び保育に従事する職員については、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者(有資格者)で、経験や年齢のバランスを考慮して配置すること。
- イ 施設等は、認定こども園以外の目的に使用しないこととし、設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- ウ 保護者との連携を図るとともに、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

## (3) 法令の遵守

管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。なお、指定管理期間中に法令等の改正があった場合は、改正後の法令等を遵守しなければなりません。

- ア 子ども・子育て支援法、同法施行令、同法施行規則
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ウ 児童福祉法、同法施行令、同法施行規則
- エ 地方自治法
- オ 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- カ 日田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則
- キ 日田市個人情報の保護に関する法律施行条例、同条例施行規則
- ク 日田市情報公開条例、同条例施行規則
- ケ 日田市暴力団排除条例
- コ 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法、その他の職員の雇用に関する労働関係法令等
- サ 消防法、同法施行令、同法施行規則
- シ 学校教育法、同法施行令、同法施行規則
- ス 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例
- セ 大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則
- ソ 日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- タ その他子ども・子育てに関する関係法規

## 6 管理に要する経費

### (1) 指定管理委託料の額

指定された指定管理者に、別紙「仕様書」で定める指定管理料を支払います。なお、指定管理料の支払時期、支払方法等は、日田市と指定管理者で締結する協定書で定めます。

### (2) 指定管理委託料の精算

指定管理者が業務を水準どおりに確実に実施する中で、事業活動収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則、精算による返還は求めません。

### (3)管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体本体の口座とは別に施設口座で管理しなければなりません。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければなりません。

## 7 今後のスケジュール

### (1)公募日程

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 募集要項等の配布及び公表     | 令和7年8月15日(金)～9月16日(火)               |
| 公募説明会(施設見学会を含む。) | 令和7年8月22日(金)                        |
| 募集要項等に関する質問の受付   | 令和7年8月25日(月)～8月29日(金)               |
| 募集要項等に関する質問の回答   | 令和7年9月3日(水)(予定)                     |
| 申請書類の受付          | 令和7年9月5日(金)～9月16日(火)<br>正本1部及び副本14部 |
| 指定管理候補者の決定及び公表   | 令和7年10月中旬(予定)                       |
| 日田市議会による指定議案の議決  | 令和7年12月下旬(予定)                       |

### (2)募集要項等の配布及び公表

ア 配付期間:令和7年8月15日(金)～9月16日(火)

イ 配付場所:日田市田島2丁目6番1号

日田市福祉保健部こども未来課子育て政策係(市役所1階)

※配布期間中は、日田市ホームページから応募書類等をダウンロードできます。

### (3)公募説明会(施設見学会を含む。)

下記のとおり、募集要項等についての説明会及び施設見学会を行います。

本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧することができます。なお、詳細図面は、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、開庁時間内で、問い合わせ先において閲覧することができます。

ア 日時 令和7年8月22日(金) 午後1時30分から(2時間程度)

イ 場所 日田市役所4階401会議室

ウ 参加人数 各団体3名までとします。

エ 参加申込 参加を希望される場合は、「日田市立おおやまこども園指定管理者公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、8月21日(木)正午までに、問い合わせ先(「11問い合わせ先」参照。以下同じ。)にファックス又は E-mail で提出してください。

### (4)募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問を「日田市立おおやまこども園指定管理者募集要項等に関する質問票」により、以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年8月25日(月)～8月29日(金) 午後5時まで

イ 提出場所 問い合わせ先に同じ

ウ 提出方法 ファックス又は E-mail で提出してください。

### (5)募集要項等に関する質問の回答

「日田市立おおやまこども園指定管理者募集要項等に関する質問票」に対する回答は、日田市ホームページに掲載します。

回答日 令和7年9月3日(水)(予定)

## 8 選考方法

学識経験者などの外部委員及び日田市職員で構成する日田市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、各委員が次の審査基準に基づいて審査した結果をもとに、指定管理候補者として選定し、最終的に日田市で指定管理候補者を決定します。

また、指定管理候補者の選定に当たって、施設の適正な管理と一定の水準を確保するため、配点合計の60%を最低基準点とします。この基準点を超えない場合は、最高得点の申請者であっても指定管理候補者として選定されない場合があります。(応募者が1団体の場合も、同様とします。)

### (1) 審査基準等

日田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条各号に定める審査基準によるものとします。

- ①事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準

〈選定基準に基づく審査項目〉

| 審査項目                                                             | 配点  |
|------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 基本方針<br>・施設の基本的管理運営方針                                          | 9 0 |
| 2 施設の維持管理<br>・施設、設備等の維持管理の考え方<br>・外部委託に対する考え方<br>・経費節減の方策     ほか | 6 0 |
| 3 施設の利用促進<br>・サービスの向上策<br>・情報発信の考え方<br>・各種保育事業の考え方     ほか        | 4 5 |
| 4 管理運営体制<br>・組織構成<br>・人員確保に対する考え方     ほか                         | 6 5 |
| 5 過去の実績<br>・類似施設の関連業務の実績     ほか                                  | 1 0 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 6 業務の移行計画   | 1 0   |
| 7 収支計画      | 1 0   |
| 8 全体を通しての評価 | 1 0   |
| 合計          | 3 0 0 |

## (2) 審査方法

### ア 事前審査

提出された書類の確認を行い、募集要項に定める応募団体の資格要件を満たしていない団体は失格とし、選定委員会での審査は行いません。この場合、当該団体に対しては、失格となった旨を通知します。

### イ 本審査

選定委員会において、提出書類による書類審査後、ヒアリングを行います。

①ヒアリングの日時、場所等は、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

②ヒアリングは、前半に申請者からのプレゼンテーション、後半に質疑応答を予定しています。

③ヒアリングの出席者は3名以内とし、原則、代表者及びその関係者に限ります。なお、ヒアリングの時間は、50分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分以内)を予定しています。

※プレゼンテーション時は、パソコン、プロジェクター、スクリーン等機材の使用はできません。(事業計画書等の申請時の書類のみを用いて実施してください。)

## (3) 選定結果の通知及び公表

ヒアリング後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。なお、選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、日田市ホームページで公表します。

### ア 公表の方法

選定結果は、ホームページで公表します。

### イ 公表の内容

①申請団体の名称

②審査項目、配点及び申請者の得点(※得点の高い順)

③選定委員会委員の氏名

※選定されなかった申請者の競争上の地位への配慮から、②は指定管理候補者を除き、申請者の名称を付しません。

※応募者が少数の場合は、同様の趣旨により、①を応募者数とする場合があります。

## (4) 申請資格の喪失

指定管理者の指定前において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合は、当該団体は、その事実が判明した日から1年間、日田市における指定管理者の指定に係る申請団体の資格を喪失します。

ア 指定管理選定委員と不正に接触したこと。

- イ 日田市に対して、指定管理候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
- ウ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間、他の申請団体と申請の内容又はその意思について相談を行ったこと。
- エ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間、他の申請団体に対して申請の内容を意図的に開示したこと。

なお、日田市は、選定委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行います。申請資格を喪失した申請団体に対しては、申請資格を喪失した旨及び理由並びに喪失期間を通知します。

## 9 応募にあたって用意していただく書類

### (1) 必要書類

- ア 応募に当たっては、下記に掲げる書類を日田市に提出してください。なお、日田市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
  - ①指定管理者の指定申請書(様式第1号)
  - ②申請する施設の事業計画書(様式第5号、第6号)
  - ③申請する施設の収支計画書(様式第7号)
  - ④認可法人の経営する認定こども園等の概要  
(認定こども園等の沿革、施設設備、教育・保育方針、保育等内容、職員研修状況等)
  - ⑤認可法人の経営する認定こども園等の諸規程  
(就業規則、職員給与規程、法人経理規程)
  - ⑥認可法人の定款及び財産目録
  - ⑦組織が明確になる書面(法人の登記事項証明書)
  - ⑧認可法人の役員名簿及び職員名簿
  - ⑨現に行っている事業の内容及び実績を記載した書面(事業報告書等)
  - ⑩申請書を提出する日の属する年度前3年度における決算報告書  
(法人会計、施設会計、貸借対照表を含む)
  - ⑪申請書を提出する日の属する年度の予算書(法人会計、施設会計)
  - ⑫直近の認定こども園等指導監査結果の写し
  - ⑬申請行為に係る理事会の会議録の写し
  - ⑭危機管理に関する書類
  - ⑮申請する施設の基本的経営方針
  - ⑯労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(令和7年度労働保険年度更新申告書の写し)
  - ⑰市税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - ⑱誓約書(様式第8号)
  - ⑲申立書
  - ⑳その他市長が必要と認める書類
- イ 申請に当たっての留意事項は、次に掲げるとおりです。
  - ①申請書は、A4紙ファイルに綴じて、別紙「応募関係書類(表紙)」を付けて提出してください。
  - ②用紙サイズは、日本産業規格A4縦長(提案書の一部はA3可)とし、両面印刷としてく

ださい。

③事業計画書(第6号)の添付資料として写真を提出することができます。

④申請書の提出後に申請を辞退する場合は、別紙「辞退届」により申し出てください。

⑤いかなる理由があろうとも、提出書類はお返しできません。

⑥提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は、庁内及び選定委員会の検討に限ります。)

## (2) 提出部数

各15部(正本1部及び副本14部 副本は複写可(写真はカラー))です。

## (3) 受付期間

令和7年9月5日(金)～9月16日(火)までの午前8時30分から午後5時まで。(土・日曜日、祝日を除く。)

## (4) 提出方法・提出先

申込書ほか必要書類を下記〈提出先〉まで持参してください。なお、郵送、E-mail、ファックスによる提出は無効とします。

〈提出先〉日田市田島2丁目6番1号

日田市福祉保健部こども未来課子育て政策係(市役所1階)

TEL 0973-22-8317

## (5) 留意事項

### ア 複数の申請の禁止

1応募者につき1申請とし、1応募者から複数の申請があった場合は失格とします。

### イ 申請書類提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱います。

### ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合は失格となる場合があります。

### エ 申請内容変更の禁止

提出された申請書類の内容を変更することはできません。

### オ 虚偽の記載があった場合及び不正があった場合

申請書類に虚偽の記載があった場合及び不正があった場合は無効とします。

### カ 日田市情報公開条例(平成12年条例第3号)に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等は、日田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象になるとともに、原則、指定管理候補者の決定後、選定結果等を公表します。(非公開情報:個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。)

### キ 費用負担

申請に要する経費等は、全て応募者の負担です。

## 10 その他留意事項

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和7年第4回日田市議会定例会(12月)に上程し、議決を経たの

ち、指定管理者として指定する予定です。

ア 指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして日田市が指定する期日までに協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当すると認められるときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

①資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があるとき。

②著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないとき。

## (2) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに日田市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合は、速やかに日田市に報告しなければなりません。

ウ 上記に定めるもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項は、協定書に定めることとします。

## (3) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、日田市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

天災、不可抗力等、日田市又は指定管理者の責めに帰さない事由により施設の管理が困難となった場合は、日田市と指定管理者は、施設の管理の継続の可否について協議を行うものとします。なお、協議の結果、当該指定管理者による施設の管理が困難と日田市が判断した場合は、日田市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

## (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

## 11 問い合わせ先

日田市田島2丁目6番1号

日田市福祉保健部こども未来課子育て政策係

TEL:0973-22-8317 ファックス:0973-22-8258

E-mail:[kodomo@city.hita.lg.jp](mailto:kodomo@city.hita.lg.jp)

○申込書類一覧

|   | 書類名               | 備考(様式・注記) |
|---|-------------------|-----------|
| ア | 指定管理者の指定申請書       | 様式第1号     |
| イ | 事業計画書             | 様式第5号、第6号 |
| ウ | 収支計画書             | 様式第7号     |
| エ | 誓約書               | 様式第8号     |
| オ | 申立書               |           |
| カ | 指定管理者募集要項等に関する質問票 |           |
| キ | 指定管理者公募説明会参加申込書   |           |
| ク | 辞退届               |           |